

海外の Digital Platform (E コマース) 事業者 に課せられる付加価値税について

2024 年 3 月 2 日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 背景

2021 年 4 月に施行された「電子商取引に関する政府令 (No.296)」(詳細は、[ニュースレター](#)をご覧ください) では、電子商取引 (以下「e コマース」) 事業における税務上の規定はカバーされておらず、e コマース事業に適用される税については、2022 年 2 月 24 日財務省発行「非居住者のデジタルプラットフォームおよび E コマースサービス事業者に対する納税義務の実施に関する通知 (No0541) (以下、「No0541」)」に規定されています (詳細は[ニュースレター](#)をご覧ください)。



今回、財務省は No0541 の一部を改正したガイドライン「海外からのデジタル商品及びデジタルプラットフォーム又は e コマース提供者の付加価値税の納税義務の実施に関するガイドライン (No0558) (以下、「ガイドライン」)」を 2024 年 2 月 14 日に発行し、2024 年 8 月 1 日より、施行予定です。

2. VAT の登録について

(1) VAT 登録対象者

No0541 では、「ラオス国内のユーザーからの収入が年間 4 億 キープ (約 20,000 米ドル) を超えるデジタルプラットフォーム事業者は、VAT 登録が必要となる」と規定されています。

一方、ガイドラインでは、海外からのデジタル商品提供者及びデジタルプラットフォーム事業者又は e コマース事業者 (以下、「非居住 E コマース事業者」) は、「ラオス国内の利用者から収入を得た場合、VAT に登録する必要がある」と改正されています (ガイドライン 3) ので、収入の額を問わず、VAT の登録が必要となります。

デジタル商品およびサービスがデジタルプラットフォーム事業者を通じて提供される場合、デジタル・プラットフォーム事業者が、商品・サービスの提供者とみなされ、海外又はラオス国内のデジタル商品・サービス提供者に代わって、VAT を納税する必要があります (ガイドライン 3)。

なお、VAT 登録をした非居住 E コマース事業者は、2024 年 8 月 1 日より、ラオス国内のサービス利用者から VAT を徴収することが義務付けられています（ガイドライン 3.4）。

（2）登録方法について

ラオスに居住しておらず、企業登録をしていない海外の個人、法人及び団体は、財務省が開発した電子システム Digital Tax Service System (DTax System) (<http://taxservice.mof.gov.la>) へアクセスし、VAT のオンライン登録をすることができます。この DTax System 上で、VAT の申告、銀行とリンクしたシステムによる支払い、支払いの確認、各種情報の訂正等も可能となります（ガイドライン 4.（6）（7））。なお、DTaxSystem への登録は、2024 年 5 月から開始される予定です（ガイドライン 13.（4））。

（3）VAT への登録免除について

新聞、雑誌、教科書を電子形式（e-books）で販売する場合、VAT が免除され、また、海外からの電子書籍には、VAT は課税されず、電子書籍（e-books）の事業者は、VAT への登録する必要はありません（ガイドライン 4.（2））。

3. VAT の納税について

（1）課税基礎

VAT は、デジタル商品の価格やサービス料に手数料（ある場合）を含めた合計の額に対して課税されます（ガイドライン 4.（6））。なお、税率はラオス国内で適用されている税率となります（ガイドライン 4.（7））。

（2）電子 VAT インボイス

ラオス国内の個人に対してデジタル商品やサービスを提供した場合、電子 VAT インボイスを発行する必要はなく、納税時に、又は税務署から要求された時に、情報を提供することになります。

他方、ラオス国内の法人にデジタル商品やサービスを提供した場合、電子 VAT インボイスを発行する必要があります（ガイドライン 9.（1）（2））。なお、通貨は、USD、EUR、CNY のいずれかを使用することが可能です。電子インボイス等の会計書類は、10 年間保管する必要があります（ガイドライン 9.（2））。

（3）VAT 申告の時期

VAT の申告は、下記の通り、年に 3 回と規定されています（ガイドライン 10）。

- ① 1 月から 4 月分は、翌月 5 月に申告
- ② 5 月から 8 月分は、翌月 9 月に申告
- ③ 9 月から 12 月分は、翌年 1 月に申告

(4) VAT の控除と還付

非居住 E コマース事業者はインプット VAT を控除することはできません (ガイドライン 12)。なお、VAT が還付されるのは、原則、注文がキャンセルになった場合やシステム上のエラーが生じた場合のみです。

4. 罰則規定

納税申告が遅れた場合、警告、電子システムによる罰金が以下のとおり、科せられます。

- 1) VAT の支払いが遅れた場合、四半期ごとに 800 米ドルの罰金が科せられます。
- 2) 未払いの VAT の額に対して 1 日あたり 0.1% の罰金が科せられます。
- 3) 催促応じなかった場合に、以下の通り罰金が科せられます。
 - 1 回目の催促に応じなかった場合、支払わなければならない VAT の 30% の罰金が科せられます。
 - 2 回目の催促に応じなかった場合、支払わなければならない VAT の 60% の罰金が科せられます。
 - 3 回目の催促に応じなかった場合、支払わなければならない VAT の 100% の罰金が科せられます。
- 4) 通信技術の担当部署に対して、デジタル商品やサービスのオンライン上の提供を一時的に停止または停止するよう提案します。
- 5) ケースに応じて、銀行に対して、決済サービス事業者の支払いツールを一時的または永久的に停止するよう提案します。

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal（藪本 雄登）

satomi.uchino@oneasia.legal（内野 里美）



[藪本 雄登](#) One Asia Lawyers メコン地域統括 One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



[内野 里美](#) 弁護士法人 One Asia ラオス事務所 2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。